

令和7年度

# 大学院科目等履修生募集要項

(博士前期課程)



岐阜県立看護大学大学院看護学研究科

# 目 次

1 趣旨	1
2 受講資格	1
3 履修期間	1
4 履修可能科目・単位数	2
5 出願時期	2
6 「受講資格⑧」に基づき受講する者への資格審査	2
7 受講申請手続	3
8 審査結果の通知	4
9 入学手続	4
10 入学後の費用	6
11 その他	6
別表1 令和7年度履修可能科目	7
別表2 授業科目の概要	9

# 添付書類

- ・ 大学院科目等履修生受講申請書
- ・ 大学院科目等履修志望理由書
- ・ 履歴書
- ・ 資格審査申請書
- ・ 申出書
- ・ 入学検定料振込依頼書
- ・ 資格審査申請用封筒
- ・ 出願用封筒

※全ての様式の年月日は和暦で記入してください。

# 令和7年度岐阜県立看護大学大学院科目等履修生募集要項

## 1 趣旨

岐阜県立看護大学大学院では、看護師等の社会人に対する生涯学習の一環として、専門的かつ高度の知識を身に付ける機会を提供するため、令和7年度に開講する授業科目のうち、一般学生の履修に支障のない範囲で、特定の科目について履修を希望する者(科目等履修生)を、若干名募集します。

募集時期は、前期(4月入学)と後期(10月入学)の年2回です。ただし、科目によって出願できる時期が異なります。

科目等履修生は、履修を認められた科目を履修し、所定の時間数以上授業に出席し、試験等に合格した場合には、本学の正規の単位を取得することができます。

## 2 受講資格

次の①から⑨のいずれかに該当し、かつ保健師、助産師、看護師又は養護教諭として2年以上(ただし、⑦から⑨にあつては4年以上)の実務経験を有する者としします。

- ① 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者又は令和7年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第7項の規程により学士の学位を授与された者又は令和7年3月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は令和7年3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和7年3月までに修了見込みの者
- ⑤ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)  
例)教育職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達した者等
- ⑦ 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- ⑧ 看護系又は養護教諭養成の短期大学(専攻科を含む)、専修学校、各種学校等を卒業・修了し、本大学院において、個別の資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時において22歳に達している者
- ⑨ その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者  
※上記⑧により受講しようとする者については、受講申請手続前に個別の資格審査が必要です。この審査は、書類により行います(詳細は、「6「受講資格⑧」に基づき受講する者への資格審査」(2頁)を参照してください)。

## 3 履修期間

原則として、前期入学の場合は1年又は6か月、後期入学の場合は6か月です。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、履修期間を延長することができます。

#### 4 履修可能科目・単位数

履修可能科目は、別表1（7頁）のとおりです。なお、申請にあたり、履修を希望する科目の確定した開講日程等については、事前に「7（3）申請先」に問い合わせてください。

履修できる単位数は、年間8単位以内です（在学期間を延長した場合も含まれます）。

#### 5 出願時期

出願時期は、前期出願（4月入学）と後期出願（10月入学）の年2回です。各時期に出願できる開講科目は次のとおりです。授業科目ごとの開講時期は別表1（7頁）を参照してください。

前期出願の場合	前期セメスター開講科目
	後期セメスター開講科目
	通年開講科目
後期出願の場合	後期セメスター開講科目

後期セメスター開講科目の履修を希望する場合は、前期と後期のどちらでも出願できます。ただし、前期の出願状況によっては後期の出願を受け付けないことがありますので、なるべく前期に出願してください。大学ホームページでお知らせしますが、後期の出願時には、申請先にご確認ください。

#### 6 「受講資格⑧」に基づき受講する者への資格審査

「2 受講資格⑧」（1頁）に基づき受講を申請する者は、事前に以下の資格審査による認定を受ける必要があります。ただし、令和4年度（後期出願の場合は令和5年度）以降に実施した本研究科の入学試験にあたり事前の出願資格審査により出願を認められた者及び大学院科目等履修生として資格審査により出願を認められた者については、この審査手続きは不要です。

##### （1）審査申請期間

- ・前期出願の場合：令和7年1月30日（木）～ 2月 5日（水） 午後5時必着
- ・後期出願の場合：令和7年7月31日（木）～ 8月 6日（水） 午後5時必着

##### （2）申請書類

- ① 資格審査申請書【本学所定の様式】
- ② 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- ③ 履歴書【本学所定の様式】
- ④ 保健師、看護師、助産師又は養護教諭の資格のうち、取得している全ての免許状（証）の写しをA4サイズに縮小したもの
- ⑤ 婚姻等により、申請書等の氏名と各種証明書の氏名とが異なる場合には、申出書を提出してください。【本学所定の様式】

##### （3）申請方法

申請書類を一括して所定の資格審査申請用封筒に入れ、原則として「簡易書留速達」により郵送してください。

##### （4）申請先

〒501-6295  
岐阜県羽島市江吉良町3047-1  
岐阜県立看護大学 学務課 大学院担当  
電話番号 (058) 397-2300

(5) 審査方法

審査は、書類により行います。

(6) 結果通知

令和7年2月7日（金）から（後期出願の場合、令和7年8月8日（金）から）郵送にて本人あて通知します。なお、令和7年2月14日（金）までに（後期出願の場合、令和7年8月15日（金）までに）届かない場合は、上記（4）の申請先まで問い合わせてください。

認定された者は、所定の期間内に下記「7 受講申請手続」により手続きをしてください。

## 7 受講申請手続

(1) 審査申請期間

- ・前期出願の場合：令和7年2月17日（月）～2月25日（火） 午後5時必着
- ・後期出願の場合：令和7年8月18日（月）～8月26日（火） 午後5時必着

(2) 申請方法

申請書類を一括して所定の出願用封筒に入れ、原則として「簡易書留速達」により郵送して下さい。

(3) 申請先

〒501-6295

岐阜県羽島市江吉良町3047-1

岐阜県立看護大学 学務課 大学院担当

電話番号 (058) 397-2300

(4) 出願書類

- ① 大学院科目等履修生受講申請書【本学所定の様式】
- ② 大学院科目等履修志望理由書【本学所定の様式】
- ③ 履歴書【本学所定の様式】
- ④ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

\*受講資格に該当する免許に係る出身大学（出身学校）所定のものを出願してください。

なお、出身大学が受講資格に該当する免許に係る学校と異なる場合には、出身大学所定のものも併せて提出してください。

- ⑤ 保健師、看護師、助産師又は養護教諭の資格のうち、取得している全ての免許状（証）の写しをA4サイズに縮小したもの
- ⑥ 婚姻等により、申請書等の氏名と各種証明書の氏名とが異なる場合には、申出書を提出してください。【本学所定の様式】

次のいずれかに該当する場合には、上記④から⑥までの書類を省略することができます。

ア 前期に引き続き申請する場合（上記③の書類も省略可）

イ 前年度に引き続き申請する場合（ただし、最初に申請した年度を含めて3年間まで）

ウ 2頁「6「受講資格⑧」に基づき受講する者への資格審査」を受けた場合

エ 令和4年度以降（後期出願の場合は令和5年度）に実施した本研究科の入学試験にあたり事前の出願資格審査により出願を認められた者及び大学院科目等履修生として資格審査により出願を認められた者

(5) 手続き上の注意事項

① 入学検定料の納付について

ア 入学検定料9,800円を本要項に同封の振込依頼書により金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口にて、もしくはATM、ネットバンキング等により下記の「検定料受入口座」へ

振り込んでください。いずれの場合にも、振込手数料をご負担ください。

イ ATM・ネットバンキング等により振り込む場合には、振込確認のために必要ですので、ご依頼人名を「カモク〇〇〇〇」（〇〇〇〇は出願者の氏名）としてください。

ウ 振込後、振込金受付書・受取書又は振込みが確認できる書類のコピーを受講申請書の裏面に貼ってください。原本は、振込みを証明するものですから、大切に保管してください。

エ 大学窓口での現金等による納付はできません。

■「検定料受入口座」

銀行支店	十六銀行	羽島支店
預金種類	普通預金	
口座番号	1 5 1 7 0 8 5	
口座名義	公立大学法人 岐阜県立看護大学 検定料受入口座 コウリツタガクホクジシキフケンリツカンゴダガクケンテイリョウケイレコウサ	

② 必要な書類がすべて揃っていない場合には受理できませんので、出願の際には、十分確認してください。

③ 申請書類の受理後は、申請書類の変更は認めません。ただし、住所、氏名、電話番号に変更があった場合には、申請先に連絡してください。

④ 一度受理された申請書類及び一度納付された入学検定料は、理由の如何を問わず返却しません。

※ 前期の科目のみを履修予定であった科目等履修生が後期の科目を履修する場合には、再度出願のうえ受入審査を受けることになるため検定料の納付が必要です。

## 8 審査結果の通知

下記9（1）の入学手続期間前に届くように、審査結果を通知します。

電話等による問い合わせには一切応じません。

## 9 入学手続

### （1）入学手続期間

- ・前期出願の場合：令和7年3月17日（月）～21日（金） 午後5時必着
- ・後期出願の場合：令和7年9月16日（火）～19日（金） 午後5時必着

### （2）入学手続方法

下記（4）の入学手続に必要な書類を「簡易書留速達」または「直接持参」により提出してください。直接持参する場合の受付時間は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までです。

### （3）入学手続先

〒501-6295

岐阜県羽島市江吉良町3047-1

岐阜県立看護大学 学務課 大学院担当

電話番号 （058）397-2300

### （4）入学手続に必要な書類

- ① 写真（縦3.0cm×横2.5cm、正面、上半身、無帽、無背景で最近3か月以内に撮影されたもの。裏面には氏名を記入してください） 2枚
- ② 入学金の振込金受付書・受取書又は振込みが確認できる書類の写し 1部

(5) 入学手続き上の注意事項

① 入学金の納付について

ア 次の入学金を所定の振込依頼書（審査結果通知と一緒に送付します）により金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口にて、もしくはATM、ネットバンキング等により下記の「入学金受入口座」へ振り込んでください。いずれの場合にも、振込手数料をご負担ください。

区分	入学金	内容
岐阜県内の者	22,600円	次のいずれかに該当する場合に限る (a)本人が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間（後期入学者にあつては令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）、岐阜県内の市町村に住民登録されている者 (b)本人が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間（後期入学者にあつては令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）、岐阜県内に勤務する者
その他	33,800円	上記以外の者

注) 上記(a)に該当する場合は住民票を、(b)に該当する場合は在職証明書等（任意様式）を、令和7年4月25日（金）（後期入学者は令和7年10月24日（金））までに、学務課（大学院担当）まで提出してください。なお、前期入学者については4月1日以降、後期入学者については10月1日以降に発行されたものに限ります。

イ ATM・ネットバンキング等により振り込む場合には、振込確認のために必要ですので、ご依頼人名を「カモク〇〇〇〇」（〇〇〇〇は入学者の氏名）としてください。

ウ 振込金受付書・受取書又は振込みが確認できる書類の原本は、振込みを証明するものですから、大切に保管してください。

エ 大学窓口での現金等による納付はできません。

■「入学金受入口座」

銀行支店	十六銀行 羽島支店
預金種類	普通預金
口座番号	1517093
口座名義	公立大学法人 岐阜県立看護大学 入学金受入口座 コウリツダ イカクホジシキ フケンリツカンゴダ イカク ニュウガクケンウケイレコウサ

② 入学手続き期間内に手続を完了しなかった者については、入学を辞退したものとして取り扱います。

③ 必要な書類がすべて揃っていない場合には受理できませんので、提出の際には、十分確認してください。

④ 一度受理された入学手続き書類及び一度振り込まれた入学金は、理由の如何を問わず返却しません。

※ 前期のみの科目を履修予定であった科目等履修生が後期の科目を履修する場合、再度入学金を納付する必要はありません。

## 1 0 入学後の費用

### (1) 授業料

1 単位あたり 14,800 円（令和 6 年度の額）

（履修登録完了後、授業料の納付書をお送りしますので、前期においては 5 月 27 日までに、後期においては 10 月 27 日までに納付してください。ただし、上記の納付期限が金融機関の休日に当たるときは、当該休日の翌営業日（金融機関の休日でない日をいう。）を納付期限とします。大学窓口での現金等による納付はできません。

※ 在学中に、授業料の額が改定された場合、改定後の授業料が適用されます（スライド制）。

### (2) その他

- ① 履修に要する経費は、科目等履修生の負担となります。
- ② 前期入学後、後期に履修科目の追加を申請する場合には、再度、3 頁「7（5）手続き上の注意事項①」の入学検定料及び追加科目に係る授業料を徴収します。

## 1 1 その他

科目等履修生として取得した単位は、本学大学院看護学研究科に入学後、既修得単位として認定の申請ができます。認定は、入学時点の教育課程に基づいて行われます。

別表 1

## 令和 7 年度 履修可能科目

## ■ 基本科目

授 業 科 目 名	単位数	開講時期	募集人員	出願時期
医療・介護をめぐる倫理と人権	1	前期semester	若干名	前 期
地方自治体の仕事と行財政	1	前期semester	若干名	前 期
コミュニティ経営学入門	1	前期semester	若干名	前 期
地域生活特性論	1	後期semester	若干名	前期又は後期
地域生活福祉論	1	前期semester	若干名	前 期
教育学特殊研究	1	通 年	若干名	前 期

## ■ 看護学共通科目

授 業 科 目 名	単位数	開講時期	募集人員	出願時期
看護管理論	2	前期semester	若干名	前 期
看護理論	2	後期semester	若干名	前期又は後期
看護倫理 ※1	2	前期semester	若干名	前 期
看護政策論	2	前期semester	若干名	前 期
臨床薬理 ※2	2	前期semester	若干名	前 期
看護ヘルスアセスメント ※2	2	後期semester	若干名	前期又は後期
病態生理学 ※2	2	後期semester	若干名	前期又は後期

※1の科目は基本科目「医療・介護をめぐる倫理と人権」を前年度までに受講し、単位修得済みの方のみ受講申請が可能です。

※2の科目を履修した場合、専門看護師コースに入学された方のみ必修単位として認定申請が可能です。

注1) 授業の開講時期は次のとおりです。

前期semester	4月～9月
後期semester	10月～翌年3月
通 年	4月～翌年3月

授業は原則として上記の期間の中でそれぞれ開講されます。時間割は前期semester開講科目の場合、令和7年2月末に、また、後期semester開講科目の場合、令和7年8月末までに決定されます。時間割に関するお問い合わせは、学務研究部学務課大学院担当までメールでお願いします。なお時間割決定後、授業科目によっては時間割が一部変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<時間割の問い合わせ先>

〒501-6295

岐阜県羽島市江吉良町3047-1

岐阜県立看護大学 学務課 大学院担当

電話番号 (058) 397-2300

メール [gakumu@gifu-cn.ac.jp](mailto:gakumu@gifu-cn.ac.jp)

注2) 本学の授業時間は次のとおりです。

時 限	授 業 時 間
1 時限	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0
2 時限	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0
3 時限	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4 時限	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
5 時限	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0
6 時限	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

## 授業科目の概要

## 医療・介護をめぐる倫理と人権

医療が高度に発達し、高齢社会となり、患者や家族の価値観も多様化する中、医療現場で直面する倫理上、人権上の問題は、より複雑化している。講義では、難治性疾患の患者や家族への説明、宗教上の理由による輸血拒否、人生の最終段階の医療や介護、臨床現場でのインフォームドコンセントを巡る問題、医療事故と医療安全などの具体的なケースを設定し、それぞれにおける倫理上、人権上の問題点について、検討し、ディスカッションするなどして、考察を深める。これらを通じて、現在の医療における倫理、人権上の問題の現状と課題を認識し、医療現場で対応できる能力を培う。

## 地方自治体の仕事と行財政

地方行財政の仕組みと役割について、市長としての立場から現状と課題、具体的な施策例を教授し、看護職の実践活動の指導者層として踏まえておくべき基本的知識を習得し、保健・医療・福祉・介護等の諸サービスを広い視野で考察することができるようにする。

特に、人口減少など地方自治体を取り巻く環境変化について原因や課題を知るとともに、地域包括ケアや健康づくり、障がい児者支援など、医療に近い領域の施策や、防災・環境など暮らしに身近な地方自治体の仕事について理解を深める。

## コミュニティ経営学入門

ケアサービスの事業化や利用者中心のケアサービスをマネジメントしていく能力を培うために、人々の地域生活を基盤に据えながら、事業組織のマネジメント、事業価値の創造を取り上げていく。具体的には、現在展開されている地域医療・地域介護の現状に対する討議を交えながら研究を進め、ケアサービスに関する社会的起業やコミュニティ・ビジネス等の論点から、地域コミュニティにおける価値あるケアサービスの事業実施や組織化に関する能力を養成する。

## 地域生活特性論

目的：

地域生活特性論において、学生は、地域生活の特性を基盤とする観点から、地域社会に暮らす人々の健康を理解する。さらに、地域の生活上の健康リスクを知り、地域に必要とされる健康改善と、地域の視点からその改善の過程を評価するために必要な基礎知識を学ぶ。具体的には、地域生活の特性をとらえ、地域の健康を把握し、その改善につなげるための概念ないし方法として、①ヘルスケアと公衆衛生活動の連携、②地域の健康目標の立案と達成、③システム理論とナラティブの思想、④社会科学と行動科学の方法論による地域の特性の捉え方とその資料の特徴、⑤コミュニティの動員と組織力の向上のためのアクションプランなどを学ぶ。

目標：

地域生活特性論の目標は、地域医療の専門職として、コミュニティにおける健康活動に参与し、地域の人々の健康状態を知り、地域にある健康資源を評価することのできる知識を身につけることである。

## 地域生活福祉論

看護職が従来の保健・医療システムの枠組みをこえた利用者主体のケアサービスを追究する基盤を充実させるための内容について考察を深める。私たちの現代生活では、病気、障害、介護、失業などの生活上のリスクを伴う可能性がある。従って、個々人が安心して生きていけることを当然と考え、社会的な政策として生活を保障し、そのための援助をすることが必要となる。そこで本科目では、①個々人がきちんと生きていけることとは、②当然のこととは、③社会的生活保障の仕組みとは、という三つのことを考えることを授業の内容とする。具体的には、きちんと生きていくための生活水準、生活上のリスクである生活問題、日本の家族の特徴と機能、社会保障体系とその必要性について検討し、利用者主体のケアサービスについて討議を行う。講義、演習、討議を行い、双方向の授業を行います。

## 教育学特殊研究

### 目的

学齢期にある子どもたちは、発達段階や環境によって様々な健康課題・問題行動が起こりやすい。また、子どもたちの健康課題・問題行動の背景にある課題は多様化・複層化の様相を呈している。したがってその解決に向けて、学校のみならず保健・医療・福祉などの関係者がそれぞれの立場で協働して取り組む必要がある。

本科目では、児童・生徒の健康課題・問題行動等の教育上の課題を的確に把握し、関係者や関係機関と協働し取り組むために必要な複眼的見方を養い、対応方法を検討することを目的とする。

### 目標

1. 児童・生徒等の健康課題・問題行動の実態や背景要因を、全体と部分を捉える視点により個人が所属する集団や社会との関係に着目し教育上の課題への複眼的見方を身につける。
2. 児童・生徒等の健康課題・問題行動への個別・具体的な取り組みの実際から、学校・家庭・地域関係機関を含めた複眼的な対応方法を考える。

## 看護管理論

看護管理は、看護ケアに責任を持つすべての看護専門職に必要であり、その中心的概念は、患者に提供する看護ケアのマネジメントと、患者に提供するケアを組織的にマネジメントする看護サービスのマネジメントである。本科目では、保健医療福祉サービスを提供する組織・チームのあり方、サービスに携わる専門職との連携・チームケアの展開方法、自己・スタッフ・組織の人材育成のあり方、看護ケアの質向上と安全な医療環境づくり等をもとに、看護専門職に必要な看護マネジメントおよびマネジメント能力について学ぶ。授業においては、自己の経験を振り返り、看護実践の改善・改革を推進するためのマネジメントの課題とその取り組みについて、プレゼンテーションおよび討議を行う。それにより、自己のマネジメントの課題に対する考察を深めるとともに、討議内容の充実に貢献することが求められる。

## 看護理論

高度の専門性をもつ看護師として看護を実践するときの基盤となる看護に関する諸理論について、看護学における理論的発展の歴史の変遷、諸理論の特徴、および諸理論と看護現象との関係について理解を深める。看護に関する諸理論を用いて、看護現象を説明することができ、かつ卓越した看護実践を導く方法について広く深い視野をもって学ぶ。

## 看護倫理

保健・医療・福祉・介護施設、家庭、その他の人間生活の営みが行われるあらゆる場における看護で遭遇する倫理的な問題・葛藤について考え、関係者間の倫理的調整が行える能力を養う。また、看護実践・教育・研究における倫理的判断のよりどころを学び、その意思決定過程を学び、適切な倫理判断ができる実践能力を養う。講義内容としては、まず生命倫理の歴史的発展や医療における倫理的原則等を学び、看護における倫理的行動規範である倫理綱領について理解する。そして看護実践における倫理的課題に対応するために、臨床の多様な領域の具体的な事例を取り上げて倫理調整の方法を検討し、看護職の倫理調整の必要性や組織としての取り組みの必要性を理解する。討議を通して倫理的課題に対する看護職の役割と責務についての理解を深める。

## 看護政策論

看護学のどの領域においても指導層に必要な基礎的知識として本科目を位置づけ、特に看護政策の諸問題に焦点を当てて教授する。わが国の看護職における人材確保に関連した看護政策について、その基本的な考え方を学び、看護職の質的・量的充実に向けて、どのような政策と行政がなされてきたかを確認する。これにより、看護の改善・向上のための政策立案にかかわる知識と方法を学ぶ。

自治体における看護行政と政策に関する現状から課題を確認し、政策立案方法を検討する。さらに、看護学の高等教育化にかかわる政策的課題や看護学教育行政について学び、人材育成の政策にかかわる看護職のあり方を検討する。これによって、看護の指導層に相応しい視野を培う。

## 臨床薬理

看護師が管理する頻度の高い薬物を中心に、患者の治療薬使用の判断の根拠と使い方を理解する。講義は臨床薬物学総論と臨床薬物学各論で構成する。総論では薬物の作用機序とその影響、薬物の生体内動態など基本的な薬理学の知識を学ぶ。各論では日常よく使用される薬物の薬効、適用、用法とその根拠、薬物動態などや、薬物療法の実際について学ぶ。全ての講義を通して、薬物使用後の患者モニタリング、生活調整、回復力の促進および服薬管理能力の向上など専門領域における高度看護実践能力を身につける。

## 看護ヘルスアセスメント

複雑な健康問題をもつ対象者に対して、高度な看護ヘルスアセスメントが実践できるように、系統的かつ総合的なアセスメント過程・方法を学び、臨床看護判断を行う知識と技術を深める。講義内容としては、呼吸器・循環系機能のアセスメント、神経・運動系機能のアセスメント、消化器系機能のアセスメント、代謝・内分泌系機能のアセスメントについて学び、適宜シミュレーターを使用した演習を取り入れる。また、各自専門領域において複雑な健康問題をもつ事例についてまとめ、看護ヘルスアセスメントを活用したアセスメントと対象事例の状態にあった援助方法について検討する。

## 病態生理学

からだの中に生じている病変、症状、疾患の成り立ちや回復のつながりを根拠として、臨床上の看護実践に応用・展開できる知識・技術を身につける。また、対象の全身にわたる病態生理学的変化を的確なエビデンスに基づき解釈し、確実な臨床看護判断を行い、回復を支援する看護実践を組み立てる能力を高める。講義内容は、呼吸器系疾患、循環器系疾患、脳神経系疾患、筋骨格系疾患、免疫疾患とアレルギー、内分泌・代謝性疾患、腫瘍とがん、についての病態生理を学ぶ。各自専門領域における特徴的な病態を示す事例をまとめ、臨床看護判断を基に、回復を支援する看護実践を検討する。



令和7年度 岐阜県立看護大学大学院 科目等履修生受講申請書

フリガナ			性別		年 月 日生
氏 名			男 女	生年月日	(満 歳)
現住所	〒 ー 都 道 市 区 町 村 府 県 郡 区				
	ハイツ・アパート マンション・団地 号室				
電話番号	ー ー 自宅・携帯・呼出・その他 ( )				
E-mail					
最終出身 学 校	学校名	資格 種別	保健師 (登録番号 第 号)		
	年 月 卒業・卒業見込 修了・修了見込		助産師 (登録番号 第 号)		
			看護師 (登録番号 第 号)		
			養護教諭 種 (免許状番号 第 号)		
勤務先	名称				
	住所	〒 ー 都 道 市 区 町 村 府 県 郡 区			
在職期間	年 ヶ月				
履 修 希 望 科 目					
	科 目 名	開 講 時 期			単位数
1		前期semester・後期semester・通年			
2		前期semester・後期semester・通年			
3		前期semester・後期semester・通年			
4		前期semester・後期semester・通年			
5		前期semester・後期semester・通年			
合計単位数 (8 単位まで)					

注1 「性別」欄については、いずれかに○印をつけてください。

注2 「最終出身学校」欄の「卒業・卒業見込・修了・修了見込」については、該当するものに○印をつけてください。

注3 「資格種別」欄については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。

注4 「履修希望科目」欄の記入にあたっては、募集要項中の別表1「令和7年度 履修可能科目」を参照し、科目名と単位数を正確に記入してください。また、「開講時期」欄の「前期semester・後期semester・通年」については、該当するものに○印をつけてください。なお、時間割の変更等により、希望する科目を受講できなくなることがありますが、あらかじめ御了承願います。

注5 裏面に入学検定料の「振込金受付書・受取書」のコピーを貼付してください。

注6 年月日は和暦で記入してください。

入学検定料の振込金受付書・受取書のコピー貼付欄

※はがれないように、全面のリ付けしてください





# 履 歴 書

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名			
学 歴			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
職 歴 (職名・職務の概要)			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
資 格			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
そ の 他 (賞罰等)			
年 月			
年 月			
年 月			
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日			
本人氏名			印

(大学院科目等履修生用)

- 注1 「学歴」欄には、義務教育終了後の学歴から記入してください。
- 注2 「職歴」欄には、入職、異動、退職年月を明記するとともに、職名や職務の内容を簡潔に記入してください。
- 注3 「その他」欄には、賞罰等の参考事項を記入してください。
- 注4 年月日は和暦で記入してください。







# 申 出 書

私は、受講申請書の姓名と卒業（修了）証明書等の姓名が、下記により異なる旨を申し出ます。

(理 由)

(理由の発生した日)

年 月 日

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_ 印

注 年月日は和暦で記入してください。



## 振込金受取書 (兼手数料受取書)

金額	年	月	日
金	百	千	円
先方銀行	十六銀行 羽島支店		
預金種目	口座番号	1517085	
お受取人	普通 公立大学法人 岐阜県立看護大学 検定料受入口座		
ご依頼人	様		
[備考]	手数料	千	円

上記の金額正に受取ました。  
(取扱店名)十六銀行  
店

(取扱店→依頼人)

収入印紙  
200円  
(紙金+手数料  
5万円以上  
課税)

- 各票の太線のなかだけボールペンでご記入ください。
- 本票に記載相違等の不備があると照会等のためお払込が遅延することがありますので正確にご記入ください。

株式会社 十六銀行

## 振込依頼書

依頼目	年	月	日	科目
先方銀行	十六銀行 羽島支店 (店番461)			電信扱
お受取人	口座番号	1517085		
	フリガナ おなまえ	公立大学法人 岐阜県立看護大学 検定料受入口座		
	おとこ	電話番号	058 > 397 - 2300	
		岐阜県羽島市江吉良町 3047-1		
ご依頼人	フリガナ おなまえ	様		
	おとこ	電話番号	> -	
金額	千	百	円	手数料
金	¥9800			千
内	金	¥9800		
現	金	千		
券	券	円		
券	券	円		
手数料	手数料お振込人払い			
出納印または振替印	検 閲			
	実 施			
	受 付			

※10万円を超える現金振込には、本人確認資料が必要となります。  
(取扱店保管)





岐阜県立看護大学大学院  
看護学研究科

〒501-6295 岐阜県羽島市江吉良町 3047-1

TEL: 058-397-2300 (代表)

FAX: 058-397-2302

MAIL: [gakumu@gifu-cn.ac.jp](mailto:gakumu@gifu-cn.ac.jp)

H P: <https://www.gifu-cn.ac.jp/>